

カナダの学校におけるいじめ防止対策

—ブリティッシュ・コロンビア州の取り組み—

村 井 典 子

はじめに

学校におけるいじめ問題は、日本だけの現象ではなく世界各国の学校が抱える共通の課題となっている。わが国では1980年代から学校でのいじめが深刻な社会問題となって浮上し、今日に至るまでいじめ自殺報道は繰り返されている。この問題に対して文部科学省は対応策を打ち出し続けてはきたが、その解決には至っていない。こうした背景の中で政府は2013年6月に「いじめ防止対策推進法」を成立させた。

海外に目を向けると、韓国では、2012年に「学校暴力根絶総合対策」が発表された⁽¹⁾。イギリスでは学校や学校理事会、地方当局のいじめに関する権限と責任を明確にした上で、学校全体で取り組む方針を策定し実施体制の確立を図っている⁽²⁾。アメリカでは、1984年に大統領命令を受けて全国学校安全センターが設立され、1994年から2011年までに2州を除くすべての州がいじめ対策法を制定した⁽³⁾。北欧では、いじめ問題の先駆者と評されているノルウェーのオルヴェウスが開発した「いじめ防止プログラム」⁽⁴⁾や、フィンランドで教育省が大学と連携していじめ防止のために開発した「キバ・プログラム」の有効性が広く知られている⁽⁵⁾。

以上のようにいじめ問題の解決が日本だけではなく、世界の学校に共通な喫緊の課題である中で、本稿でとりあげるカナダのブリティッシュ・コロンビア州（以下はBC州）教育省は、1990年代後半からこの問題の解決に向けて他省や関係組織、コミュニティ、保護者および児童生徒との連携を図りながら継続的で発展的な取り組みを続けている。最近の取り組みについては、同州首相がカナダで最も包括的な反いじめ対策だと述べたことが報じられている⁽⁶⁾。また、BC州は、公立学校の児童生徒・保護者・教職員に対する満足度調査を毎年行っているカナダで唯一の州である⁽⁷⁾。

本稿のテーマに関わる先行研究としては、森田が監修した『世界のいじめ—各国の現状と取り組み—』の中でカナダについて、1990年代初めのトロント教育委員会の取り組みが紹介されている⁽⁸⁾。最近のカナダ国内のいじめ問題については、クレイグ（Craig, W.）をはじめ多くの研究者が調査研究を行っている⁽⁹⁾。日本の研究者では児玉がオンタリオ州の取り組みを日本比較教育学会で発表している⁽¹⁰⁾。そのような中で、BC州のいじめ防止の取り組みに焦点を当てた研究は日本ではまだ行われていない。

本稿の目的は、BC州教育省のいじめ防止対策の初期から現在に至る動向を概観し、BC州のいじ

め防止対策の根底にある考え方を明らかにすることである。

1. BC 州におけるいじめの統計

カナダ政府が2012年に発表したいじめの統計（Canadian Bullying Statistics）⁽¹¹⁾によれば、思春期の生徒達の少なくとも3分の1が最近いじめを受けたと報告しているが、BC州の公立学校におけるいじめの統計はどのようになっているのだろうか。

前述したとおりBC州は公立学校の児童生徒・保護者・学校職員の満足度調査（satisfaction survey）⁽¹²⁾を2002年度から毎年行っている。対象とするのは4年生、7年生、10年生、12年生の児童・生徒とその保護者および教職員である。

いじめに関する質問について、2013年度では以下のような結果が出ている。まず、「学校で安全だと感じますか？」の質問には4年生80%、7年生81%、10年生75%、12年生81%が「常に感じる」「何度も感じる」と答えた。「学校でいじめられたり、からかわれたり、目をつけられたりしていますか？」の質問には4年生9%、7年生8%、10年生7%、12年生6%が「常にされている」「何度もされている」と答えた。保護者に対する調査では、「あなたのお子さんは学校で安全に過ごしていると思いますか？」の質問に対して、小学校の保護者は89%、中学校の保護者は86%が「常に思う」「何度も思う」と答えた。「あなたのお子さんは学校でいじめられたり、からかわれたり、目をつけられたりしていますか？」の質問には、小学校の保護者6%、中学校の保護者5%が「常に」「何ども」と答えた。BC州教育省は2009年度以降の調査結果を公表しており、いずれの結果も過去4回の調査の中では大きな変動は見られなかった。

これらの結果から、BC州の公立学校では2009年度以降ではいじめはなくなっていないが増えていることが読み取れるとともに、ほぼ8割の児童生徒と9割近い保護者が安全を感じていることもわかる。また、この結果を2002年に行われた同じ調査と比べてみるといじめられていると感じている児童生徒の割合は明らかに減ったことがわかる。

2002年の調査では4年生の14%、7年生の13%、10年生の10%、12年生の8%がいじめを「常に」「何ども」受けていると答えた⁽¹³⁾。このことから、BC州が行ってきたいじめ防止対策は一定程度の効果を上げたと考えることができる。

2. BC 州のいじめ防止対策の動向

BC州教育省は1997年から本格的ないじめ防止対策に乗り出した。翌年に発表されたいじめ防止プログラムは学校関係者向けに詳細ないじめ防止プロセスを提供したが、十分な成果は得られなかった。その原因を調査委員会が調査した結果をもとに示された提言に沿って、2004年に教育省はさらなる行動計画を策定し計画遂行のためのガイドを発表した。さらに、2007年には各教育委員会が学校区における児童・生徒の行動規範を策定しなければならないことが定められた。その後2012年には新たないじめ防止のための10項目の戦略が立ち上げられ現在に至っている。以下ではこれらの過

程を概観する。

(1) 「いじめにフォーカス：小学校コミュニティのための防止プログラム（Focus on Bullying: A Prevention Program for Elementary School Communities）」⁽¹⁴⁾の開発

BC州教育省と司法省は、州内の学校やコミュニティにおける児童生徒の安全に焦点を当てて、1998年4月にいじめ防止プログラムを開発し発表した。それが「いじめにフォーカス：小学校コミュニティのための防止プログラム」である。これは主に教育関係者に向けて、いじめを防止するために州で初めて開発されたものであり、全体で379ページにおよぶ膨大な文書である。また、少し遅れて2001年に中等学校（8～12年生）コミュニティのためのプログラム⁽¹⁵⁾も発表されたが、そのボリュームは半減されて全体で143ページのつくりになっている。

「いじめにフォーカス：小学校コミュニティのための防止プログラム」は、「序論」、「本論（小学校でのいじめの特質）」（いじめ防止のための学校ぐるみの計画作成）、「いじめ状況への直接的対応」、「授業を通しいじめ防止（幼稚園から7年生までのレッスン・プラン）」で構成されている。

まず、序論では子どもたちの学ぶ環境がますます教育の質に重大な貢献をすると教師や行政担当者が思っていると述べられ、いじめに加担しない子ども達の積極的ないじめ防止への参加が学校の安全を勝ち取るための強みであることが強調されている。また、いじめのない安全な学校づくりのためには、教師、行政、児童生徒とその保護者、サポート・スタッフなどのパートナーシップが強く求められることが述べられている。このプログラムではいじめの定義を「いじめとは害のある故意を伴い、力関係がアンバランスな所で、ある子どもから別の子どもへ繰り返し向けられる攻撃的行動パターンである」としている⁽¹⁶⁾。

本論では、学校ぐるみのいじめ防止プランの内容として7段階のプロセスが示され、各段階で学校は何を進めればよいか解説されている。そのプロセスは、①プロジェクトを進めるためのワーキング・グループを立ち上げる、②保護者の参加を募る、③生徒の参加を募る、④いじめ防止のための学校の声明文を作る、⑤管理計画を立てる、⑥対応計画を立てる、⑦実行とプランのモニター、である。また、いじめ状況への直接的な対応については、①いじめられている生徒へのサポート、②傍観者への指導、③いじめを行っている生徒への指導、④社会的な学びの指導の活用⁽¹⁷⁾、⑤いじめからの回復の指導の活用、⑥いじめ行為の追跡、の順に示されている。

レッスン・プランは授業を通していじめを防止するために計画されていて、幼稚園から7年生までを5段階に分け発達段階に合わせた授業例が詳細に示されている。

以上のような本プログラムは完成度が高く充実した内容となっていて、BC州は学校ぐるみ、地域ぐるみで一丸となっていじめを防止しようとしていたといえる。しかし、この後に実施された実態調査の結果からはいじめが防止できていない現実が明らかにされた。

(2) 「安全な学校タスク・フォース」による実態調査の結果

「いじめにフォーカス：小学校コミュニティのための防止プログラム」が発表された5年後の2003年にBC州政府はいじめ問題解決のために「安全な学校タスク・フォース」という名称の調査委員会（以下はタスク・フォース）を設置し、州内の15のコミュニティでヒアリングを行い、いじめの実態を調査し、その結果と提言をまとめた報告書⁽¹⁸⁾を発表した。この報告書では、生徒や保護者の生の声を反映させながら当時の州内の学校で起こっているいじめの実態や、先に述べた満足度調査の結果が報告され、以下のような提言が打ち出された⁽¹⁹⁾。

- ① (a) 我々は、教育委員会が学校区に今ある教育方針を修正したり新しいものを作成したりするよう提言する。それはいじめ行為に焦点を当てたものであるとともに、生徒や教職員に期待する行為がもたらす明確なる成果を提供するものであることが望ましい。
(b) 我々は、教育省がBC州の「人権規約（Human Rights Code）」⁽²⁰⁾および「権利と自由の憲章（the Charter of Rights and Freedoms）」⁽²¹⁾に詳述された価値とカテゴリーに適応した教育方針を決めていく手順を、教育委員会が十分に理解できるように支援するためのフレームワークを提供するよう提言する。
- ② 我々は、BC州保護者諮問委員会連合が作成した保護者向けワークブック「それを安全と呼ぶ（Call it Safe）」の普及の促進を提言する。
- ③ 我々は、教育委員会がいじめ事件を調査報告するための手順をはっきりさせるよう提言する。
- ④ 我々は、学校と地域がともに活動していじめ防止の対策を展開することができるように、教育委員会と教育省が協力して応援するよう提言する。
- ⑤ 我々は、州内のすべての学校同士が良い結果の出ているプログラムを紹介し合える方策を教育委員会が展開するよう提言する。特に小学校から中等学校へ広めて、生徒の学校生活全体を通して建設的な行動の育成を強化するよう提言する。
- ⑥ 我々は、政府に対して犯罪行為から生徒を守るために、学校の周囲に安全地帯を作るよう提言する。
- ⑦ 我々は、学校運営計画委員会（school planning council）⁽²²⁾に対して学校の服装規定の採用の検討を提言する。

この提言から、BC州初のいじめ防止プログラムが期待されたほどには功を奏しなかった原因のいくつかがわかる。それは、学校にいじめ防止に焦点を当てた教育方針やBC州の「人権規約」およびカナダの「権利と自由の憲章」に適応した方針が足りなかったこと、学校や教育委員会にとっていじめの調査報告の手順が明確ではなかったことである。また、いじめ防止対策を進展させるために学校と地域との連携を進めるための教育省と教育委員会との協力が不十分だったこと、生徒の建設的な行動育成をさらに促進させる必要があったことも原因だったと考えられる。

報告書では、6年前に発表された「いじめにフォーカス：小学校コミュニティのための防止プログラム」が推進したいじめ防止プログラムについて、成果を上げた学校もあったことが指摘されている。特に小学校段階でのいくつかの成功例を委員達がじかに見たことが記述されている⁽²³⁾。しかし、管理職がいじめ問題を深刻に受け止めていない学校があること、保護者が涙ながらに我が子の苦しみを訴えたこと⁽²⁴⁾、生徒からの深刻な訴え⁽²⁵⁾も報告された。

(3) 「安全で思いやりのある秩序正しい学校：ガイド」⁽²⁶⁾の発表

報告書の提言を受けて教育省は2004年に「安全で思いやりのある学校コミュニティ」⁽²⁷⁾と呼ばれる行動計画⁽²⁸⁾を公示し、「安全で思いやりのある秩序正しい学校：ガイド」を発表した。その構成は、第1章「安全で思いやりのある秩序正しい学校の特質」、第2章「行動規範（Codes of Conduct）」、第3章「タイムリーな情報」、付録、となっている。ここでは第1章から第3章を概観し、教育省がタスク・フォースの提言をどのように生かそうとしたかを考察する。

第1章では、安全で思いやりのある秩序正しい学校とはどういう学校なのかを、「安全な学校」「思いやりのある学校」「秩序正しい学校」という3つのカテゴリーに分け、その特質を次のように例示している。「安全な学校」では生徒や保護者が安全に関することを学校に知らせることが簡単で安全にでき、いじめや嫌がらせや脅迫を大きな問題として対応する。「思いやりのある学校」では保護者が子どもの幸福のために主張することができ、生徒がお互いに助け合い、大人と生徒との適切な人間関係を促進させる。「秩序正しい学校」では、物事が正しく進むように計画され、もし悪い方へ進んだときには適切に対処する用意ができていて、尊重と責任が相互にある学校風土を特徴とし、学習から気をそらすものが最小限である。

以上は例として挙げられている特質であるが、教育省は教職員や児童生徒、保護者に対して、例示したような学校づくりを目指していることを伝え、理解と協力を求めている。また、このような学校がいじめを防止できると想定している。ここには前述のタスク・フォースの提言の①と③と④を考慮した学校像が示されている。

第2章では、「行動規範」と呼ばれる児童生徒に期待する行動について、どのように教育委員会や学校が策定を進めていくのか述べられている⁽²⁹⁾。その内容を見てみると、まず学校法の改正によって各学校区の教育委員会は、「行動規範のための州基準」に則り行動規範を策定しなければならないことが述べられ、策定する際の助けとなる手引きやガイドの紹介がなされている。また、策定した行動規範を年度初めに生徒、保護者、教職員に周知しなければならないことや、行動規範は学校内の目立つところに掲げなければならないことなどが解説されている。

ここからは、生徒に期待される行動は何かを明確に浸透させることによって、いじめを予防しいじめを傍観する者を作らない学校環境を創造し、そのような環境が保障されて初めて生徒は学習に集中し成果をあげることができるという教育省の考えがわかる。各教育委員会による行動規範策定の法制化はタスク・フォースの提言①と⑤に対応した措置といえる。

第3章ではコミュニケーションの奨励や安全にかかわる記録保管と情報交換の重要性が述べられ、安全にかかわる懸念を学校内で生徒が教職員などの大人に報告しやすくする方策や記録保管および関係する保護者へ報告する際の注意点などが述べられている。これは、タスク・フォースの提言③に対応している。

次節では、児童生徒の「行動規範」を各教育委員会がどのような基準をもとに策定するのかを見ていく。

(4) 「行動規範のための州基準省令（Provincial Standard for Codes of Conduct Order）」⁽³⁰⁾の公布

2007年10月に「行動規範のための州基準省令」が公布された。同省令では、学校区教育委員会はこの省令に従って1つ以上の行動規範を策定し、それらを各学校が確実に生徒に実行させるようにしなければならないこと、行動規範策定の際は、教育委員会の雇用者、保護者、生徒のそれぞれの代表との相談の結果を考慮しなければならないこと、教育委員会は策定する行動規範の中に、必ずBC州の「人権規約」に掲げられた禁止する差別の理由に関連させた項目を含めなければならないこと、行動規範には1つ以上の容認出来る行動およびいじめなどの容認できない行動を記述しなければならないこと、などが定められた。これらの定められた項目すべてを指して基準と呼ばれる。

この省令において必ず考慮することを求められたBC州の「人権規約」第7条では、個人や集団の人種、肌の色、祖先、出生地、宗教、結婚の状況、家族の状況、障害、性別、性指向を理由とする差別を禁じている。この点を考慮した行動規範が策定されなければならないのである。また、この「人権規約」には、教育と情報のプログラムについて大臣にはこの規約の理解を促進させるように計画された公教育や情報のプログラムを開発し実施する責任がある、と定めた条文がある。したがって教育大臣が「人権規約」の内容を児童生徒に十分に理解させるように教育行政を進めることは従来から求められてはいたが、BC州はいじめ問題の解決に向けて一歩踏み込んだ省令を公布するに至ったといえる。

BC州の「人権規約」の目的は、学校においても適用されなければならないと考えられている。そして、これまで以上に明確に適用するために行動規範策定の省令が公布されたのである。BC州教育省によれば、行動規範策定の目的は、個人の正当な権利と自由と責任との間の適切なバランスの必要性を明らかにすることであるとされている。つまり、自由の中には容認できない行動は含まれないこと、差別やいじめのない安全な学校環境で学ぶ権利を保障するためには責任ある行動を生徒や教職員がとらなければならないこと、を明確にするために行動規範策定が学校法で定められたのである。

策定のための手引書には、容認出来る好ましい行動と容認できない行動についての例が提示されている。例えば、容認出来る好ましい行動として、「自分や他者や学校を尊重する」、「学校が安全で思いやりのある秩序正しいところになるように手助けをする」、「いじめや嫌がらせや脅しを、話のできる大人にタイムリーに知らせる」、などが示され、容認できない行動としては「他の児童生徒の学習を妨害し、彼らの健全な感情面にも害を与える」、「秩序ある環境を妨害する」、「いじめ、嫌がらせ、脅し、暴力、報復など安全でない状況を作る」、などが示された。

実際の行動規範はどのようなものであるか、リッチモンド学区⁽³¹⁾を例にすると次のとおりである。

- 他者の権利を尊重する。
- 他者の健康と安全を尊重する。
- 他者の持ち物を尊重する。
- 学校行政担当者とスタッフの正当な権威を尊重する。
- 学校施設内で誇りをもって行動する。
- 学校コミュニティの多様性を尊重する。
- 学区の学校と地所の禁煙の状態を尊重する。
- それぞれの学校内の個々のきまりを尊重する。
- 倫理的に、かつ法律に従って行動する。
- 思いやりをもって、礼儀正しく行動する。
- 常に安全で責任ある態度で行動する。
- BC州の「人権規約」の目的と精神に従い、ジェンダー、人種、肌の色、祖先、出自、宗教、結婚や家族の状況、障害、性指向を理由とする差別行為をしない。
- 学校コミュニティ内において直接間接を問わず、いかなる方法であっても、誰に対しても印刷物や電子メディアを通して脅迫、嫌がらせ、脅し、いじめ、暴行をしない。
- 武器、危険物、アルコール、または違法薬物を所有しない。

この実際の行動規範から、容認出来る好ましい行動と容認できない行動がどの程度列記されるのかわかる。さらに、BC州の「人権規約」を考慮した行動規範がどのように表現されるのかもわかる。

(5) 「いじめをなくす戦略（ERASE Bullying Strategy）」⁽³²⁾の立ち上げ

BC州のいじめ防止対策の最近の動向で最も注目すべきは2012年にクリスティ・クラーク首相自らが発表した「いじめをなくす戦略（ERASEとはExpect Respect And a Safe Educationの頭文字をつなげたもの）」と呼ばれる10項目の戦略である。2004年以降の州議会の議事録の中には、与野党ともに行動規範策定の法制化に賛同した記録がある一方、性的少数者へのいじめ問題やネットいじめに対する対策の遅れを指摘する声が続り返し出たことも記録されている。そのような中、さらなるいじめ防止対策の立ち上げが迫られた結果、以下の戦略が発表された。

- ① 5年間で15,000人の教育関係者とコミュニティの協力者に対して、脅迫を予防的に特定することができるようにするための重層的な研修を行う。
- ② 新しいオンライン上のツールを作り、それには子どもたちがいじめを匿名で報告できるツールを含める。

- ③ 「いじめをなくす戦略」のためのウェブサイトを立て上げて保護者や青少年に重要な情報を提供する。
- ④ 「いじめをなくす戦略」のための州立諮問委員会を設立し、コミュニティの協力を強める。
- ⑤ 児童脅迫のリスクを判定するための州の指針を定める。
- ⑥ 児童生徒の行動規範の実践を強化させ、一人ひとりの人権の尊重を期待する。
- ⑦ 学校区は、学校とコミュニティの協力者が児童生徒の安全のために共に活動できるようにコーディネートするための議定書にサインする。
- ⑧ 安全な学校コーディネーターを学校区に配置し、コーディネーターはいじめ報告ツール全体のモニタリングを含む幅広い安全評価のために責任をもつ。
- ⑨ 大学の教職課程の学生に対する、いじめ防止と脅迫のリスク判定のための研修を推進する。
- ⑩ いじめ防止に焦点をあてた現職研修日を設定する。

以上のような以前にも増して包括的な対策を首相が先頭に立って導入した背景には、自身が過去に教育大臣を務めていたときからいじめ問題の解決に精力的に取り組み、反いじめデーの制定にも貢献したという経歴をもつ首相自身の強い問題意識があると思われる。

3. BC州におけるいじめ防止対策の根底にある考え方

ここでは、BC州教育省が取り組んできたいじめ防止対策の根底にある考え方を、教育省が掲げる行動計画と保護者向け啓発リーフレット（日本語版）⁽³³⁾の中から明らかにする。ところで、いじめ防止対策を考えるとときには、予防と介入という2つの側面があると考えられる。予防は、児童生徒がいじめをせず、いじめをやめさせるような人間になるように育てることである。介入は、いじめが起きたときに教職員や保護者が最善の方法でいじめを止め、被害者の回復と反省に立った加害者の立ち直りを図ることである。本稿では、予防の側面に焦点を当ててその根底にある考え方を明らかにしたい。

まず、教育省の行動計画「安全で思いやりのある学校コミュニティ」では、その理論的根拠が次のように述べられている。

すべての子どもたちは、いじめ、嫌がらせ、脅迫、暴力のない教育を受ける権利がある。児童生徒の安全は最重要であり、それは安全で思いやりのある学校コミュニティの助長に焦点を当て続けることと、学校が適切な予防と介入の方策の機能を果たせるようにすることを通してのみ実現される。

以上の理論的根拠をもとに立てられた行動計画の手順は、①学校区安全な学校コーディネーターと同チームの設置、②行動規範の策定、③オンライン報告ツールの活用、④暴力・脅迫・危険アセスメントの計画、である。この中で、「適切な予防の方策」にあたるのは②行動規範の策定、である。い

じめ予防の根底にあるのは、児童生徒の行動規範の強化・促進がいじめを予防するという考え方である。さらに、行動規範には必ずBC州の「人権規約」第7条に定められた差別の禁止を考慮した行動を明記しなければならないとされており、いじめ予防の根底には、人種、肌の色、祖先、出自、宗教、結婚や家族の状況、障害、性別、性指向などによる差別を許さないことを徹底するという考え方がある。

次に、BC州教育省発行の保護者向けいじめ防止啓発リーフレットの内容から、いじめ予防の根底にある考え方を明らかにしたい。このリーフレットの表紙には「いじめ、嫌がらせ、脅迫から子どもたちを守るために協力して安全な学習環境を作る—幼稚園児から12年生の保護者のためのガイド」と書かれている。内容は、①いじめ行動を特定するために役立つ兆候の例、②教育省や関連機関発行の参考資料、③児童生徒、保護者、学校、教師の役割、④行動規範の説明、⑤BC州の学校が育成をめざす生徒像の説明、である。いじめの予防の根底にある考え方は③④⑤に表れている。③では、児童生徒に対して自分の行動に責任をもち、他者の人権や安全が脅かされたときには声を出して反対するように求めている。そして、学校は児童生徒としての行動は何かを明確に定め、それを徹底して教え、児童生徒には行動に対する責任をとらせること、教師は社会的に責任ある行動の見本を見せ、それを教え奨励することが明記されている。ここには、いじめ予防の考え方として児童生徒に責任ある行動を徹底的に教え奨励することが表れている。④では、容認出来る好ましい行動例、容認できない行動例、いじめ・嫌がらせ・脅迫の例が示されるとともに、児童生徒に期待する行動が明確に表明され理解されている学校では、いじめ、嫌がらせ、脅迫はめったに起こらないと述べられている。ここにも、いじめ予防のためには児童生徒に期待する行動を明確にして、それを理解させなければならないという考え方が表れている。⑤では、BC州の学校が育成しようとする児童生徒像として「教室と学校の活動に貢献する児童生徒」、「争いを平和的に解決する児童生徒」、「多様性を重視し、人権を擁護する児童生徒」、「民主的権利と責任を行使する児童生徒」が示されている。⑤にも、児童生徒が身につけてほしい社会的責任のある行動を具体的に示し、これらの行動をとれるように育てることがいじめを予防するという考え方が表れている。

以上の分析から、BC州のいじめ予防の根底には、学校区が社会的責任のある行動を明確に示し、それを児童生徒が必ず行えるように学校が徹底して児童生徒を育成することでいじめを予防できる、という考え方があることがわかる。

おわりに

本稿では1990年代後半からのBC州のいじめ防止対策を概観し、BC州が、絶えず実施と検討を重ねて実効性のある対策に近づけようとする取り組みを行ってきたことを明らかにした。それは、学校だけでは解決しないという前提に立ち、児童生徒や保護者、関係機関、コミュニティのすべての結束を促進させる努力だったといえる。その根底には、いじめに対する適切な予防と介入の両方を確実に機能させることが不可欠であるという考え方があり、予防を確実にするためには児童生徒の行動規範

を明確にし、それを強化促進させなければならないという考え方があることも明らかにした。さらに、いじめ防止対策の初期段階から今日に至るまで、いじめのない安心して学べる学校環境こそが、生徒の学習成果をあげるという学校観が BC 州の学校教育には貫かれていることも確認できた。

一方、これらの取り組みに力を注いでも、いじめ問題は依然として影を落とし続けていることが、最新の「いじめをなくす戦略」の立ち上げ後にも、ネットいじめ自殺が起きたことから垣間見ることができる⁽³⁴⁾。しかし、BC 州が継続的に検討を繰り返しながら包括的にいじめ問題に取り組んでいることは明らかであり、それは BC 州の取り組みの特長であるといえるだろう。

そのような BC 州の取り組みには、同じ課題に悩む日本にとって今後参考にできることがあると思われる。それは、いじめをしない子どもや、加担したり傍観したりしないでいじめをとめようとする子どもの育成方法、調査のあり方や調査結果の活かし方、学校と保護者や関係機関との深い連携、全教職員への計画的で実効性ある研修などである。

今後は、BC 州の学校現場での実践と評価や、「適切な介入」の根底にある考え方について研究を進めたい。

- 注(1) 松本麻人「韓国におけるいじめ対策—政府の取組の特徴と課題」『比較教育学研究』第 47 号, 2013 年, 51-62 頁。
- (2) 植田みどり「イギリスにおけるいじめと体罰—学校の安全と規律維持の取り組み—」『比較教育学研究』第 47 号, 2013 年, 40-50 頁。
- (3) 井樋三枝子「アメリカの州におけるいじめ対策法制定の動向」『外国の立法』No.252, 2012 年, 147 頁。
- (4) ダン・オルヴェウス他『オルヴェウス・いじめ防止プログラム 学校と教師の道しるべ』（小林公司, 横田克哉監訳）, 現代人文社, 2013 年。
- (5) 望田研吾「諸外国のいじめ問題と、フィンランドと英国の防止への取組み」『教育と医学』716 (2), 2013 年, 39 頁。
- (6) この記事は BC 州のニュース・サイトである“BC Newsroom”に掲載された。<http://www.newsroom.gov.bc.ca/2013/02/update-on-the-erase-bullying-strategy.html> (2014 年 8 月 19 日閲覧)
- (7) Archibald, J. A. & Derose, D. 2014. Is B.C. getting it right? *Education Canada*, 54 (3), 18.
- (8) 森田洋司監訳『世界のいじめ 各国の現状と取り組み』金子書房, 1998 年, 74-87 頁。
- (9) Craig, W., Volk, A., Boyce, M., King, M., Totten, M., Quigley, P., Morgan, M., Anderson, G など。
- (10) 児玉奈々「多文化社会カナダのいじめ対策の動向と特質」『日本比較教育学会第 50 回大会発表要旨集録』2014 年, 105 頁。
- (11) Canadian Institutes of Health Research (2012. 9). “Canadian Bullying Statistics” <http://www.cihr-irsc.gc.ca/e/45838.html> (2014 年 8 月 4 日閲覧)
- (12) British Columbia Ministry of Education (2014. 6). “Satisfaction Survey-2013/14 Province-Standard Public Schools Only” http://www.bced.gov.bc.ca/reports/pdfs/sat_survey/public.pdf (2014 年 8 月 10 日閲覧) 質問の答えは「常に」「何度も」「時々」「めったにない」「まったくない」の 5 択となっている。
- (13) British Columbia Ministry of Education (2004. 6). “SATISFACTION SURVEY 2004” <http://www2.news.gov.bc.ca/archive/2001-2005/2004bced0037-000483-attachment1.pdf> (2014 年 12 月 30 日閲覧)
- (14) British Columbia Ministry of Education and Ministry of Attorney General (1998). “Focus on Bullying: A Prevention Program For Elementary School Communities” <http://www.bced.gov.bc.ca/sco/resourcedocs/bullying.pdf> (2014 年 8 月 10 日閲覧)

- (15) British Columbia Ministry of Education (2001). “Focus on Harassment and Intimidation-Responding to Bullying in Secondary School Communities” http://www.bced.gov.bc.ca/sco/resourcedocs/fob_sec.pdf (2014年8月10日閲覧)
- (16) この定義にはオルヴェウスによるものが採用されている。
- (17) 「社会的な学び」とは教科学習とは別に行う活動で、生徒が自らの行動を振り返り、他者との前向きなふれ合いができるようにすることをねらった活動を指している。
- (18) Mayencourt, L, Locke, B & McMahon, W. (2003) “Facing Our Fears-Accepting Responsibility Report of the Safe School Task Force” この報告書は現在 BC 州サイトからは検索できない。安全な学校タスク・フォースについては <http://www.bced.gov.bc.ca/taskforce/#sstf> を参照のこと。
- (19) BC 州教育省のニュース・サイト “NEWS RELEASE” に提言の概要が報告された。 <http://www2.news.gov.bc.ca/archive/2001-2005/2003bced0045-000563.htm> (2014年8月10日閲覧)
- (20) BC 州の「人権規約」は1995年に従来の「人権法」を改めて制定された。その目的は、BC 州の経済的、社会的、政治的、文化的な生活において十分に且つ自由に参加する上で妨害となるものがない社会作りを促進させること、尊厳と権利において全員が平等な、理解と相互尊重の環境作りを促進させること、この規約で禁止された差別を防ぎ、差別に関連する不平等を特定し取り除くこと、差別を受けた人々に救済の方法を提供すること、である。
- (21) 「権利と自由の憲章」はカナダ憲法の第1章を指す。
- (22) メンバーは数名の保護者と教師代表、サポート・スタッフ代表、校長が含まれ、学校によっては生徒代表も加わる。年度ごとに学校が焦点を当てて取り組むことの優先順位を決める組織の名称。
- (23) Mayencourt, L, Locke, B & McMahon, W. (2003), *op.cit.*, p. 18.
- (24) *Ibid.*, p. 5.
- (25) *Ibid.*, p. 34-39. ここには3人の生徒たちが受けたいじめの被害について本人たちの言葉で語られた報告文が載せられている。
- (26) British Columbia Ministry of Education (2004). “Safe, Caring and Orderly Schools: A Guide” <http://www.bced.gov.bc.ca/sco/guide/scoguide.pdf> (2014年8月8日閲覧)
- (27) British Columbia Ministry of Education (2004). *Safe and Caring School Communities-Public Schools*. <http://www2.gov.bc.ca/gov/topic.page?id=7DBB671F61A540F5AC3A89A904C85245&title=Safe%20and%20Caring%20School%20Communities> (2014年9月8日閲覧)
- (28) 「行動計画」とは原文では「ポリシー」であるが、その定義を BC 州教育省は「教育省がプログラムやサービスを提供するときに明確なルールや期待される成果を示すために使用する行動計画である。」とした。そして「ポリシーは法律や教育大臣などによる決定に基づき、その内容は法律を遵守したものでなければならない。」とした。よって本稿では「ポリシー」を「行動計画」とした。
- (29) 2007年に行動規範策定が制度化されたのでそれ以降は制度化に合わせた記述に変わった。
- (30) 省令は以下から閲覧できる。 <http://www2.gov.bc.ca/gov/DownloadAsset?assetId=D4DE4CDF12BD4C5AB1D9EA6D3F8CB222> (2014年6月24日閲覧)
- (31) リッチモンド学校区の行動規範は以下から閲覧できる。 http://www.sd38.bc.ca/board/board_policies (2014年8月28日閲覧)
- (32) British Columbia Ministry of Education (2014). “REPORT ON B.C.’S ERASE BULLING STRATEGY” http://www.newsroom.gov.bc.ca/downloads/ERASE_Report.pdf#search=report+on+BC%27s+erase+bullying+strategy (2014年9月1日閲覧)
- (33) 日本語版リーフレットは以下から閲覧できる。 http://www.bced.gov.bc.ca/sco/resourcedocs/keeping_kids_safe/keeping_kids_safe_japanese.pdf (2014年9月1日閲覧)
- (34) 2012年10月に BC 州ポート・コキットラム在住の当時15歳のアマンダ・トッドさんが陰惨なネットいじめを苦にして自らの命を絶ったことが報道されている。